

那珂市地域まちづくり人材育成支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域活性化につながるさまざまな分野における人材の育成に資する研修を受講する者を支援し、協働のまちづくりの推進を図るため、予算の範囲内において、那珂市地域まちづくり人材育成支援補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、那珂市補助金等交付規則(平成13年那珂町規則第19号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象研修)

第2条 補助金の交付の対象となる研修(以下「補助対象研修」という。)は、那珂市以外の地方公共団体、国、公益法人、地域コミュニティ組織、NPO法人等の営利を目的としない団体等が主催する地域づくり、人材育成に関するものその他市長が必要と認めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助対象研修としない。

- (1) 個人の利益追求を目的とした資格取得のための研修
- (2) 申請を行った年度内に開催されない研修
- (3) その他市長が適当でないと認める研修

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、市内に住所を有する20歳以上の者で、地域づくりに関心があり、主体的に地域づくりに取り組む意欲のあるもので、市内の市民自治組織又は市民活動団体(以下「団体等」という。)に所属し、現に地域づくりの活動に従事しているものとする。ただし、当該団体等からの補助金の交付申請は、年度内につき、2人を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者としない。

- (1) 市税等の滞納がある者
- (2) 那珂市暴力団排除条例(平成23年那珂市条例第31号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等である者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象研修の受講に要する受講料及びこれに類するもの並びに研修を受講するための旅費(次項において「研修旅費」という。)とする。ただし、他の制度による補助を受けている、又は受ける見込みのある場合は、その経費は補助対象経費としない。

2 研修旅費は、公共交通機関の運賃、有料道路使用料及び宿泊費の実費とし、那珂市職員の旅費に関する条例(昭和54年那珂町条例第16号)の規定により算出した額を上限とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助対象経費としない。

- (1) タクシー料金
- (2) 補助対象研修への参加に関係しない旅費

(3) 市内で行われる補助対象研修に参加するための旅費

(4) 領収書等で確認できない経費

(5) その他市長が適当でないとする経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で、補助対象経費の10分の10以内とし、30,000円を1人が1回に受けることができる上限とする。

2 補助金の額を算定する場合において、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助の回数)

第6条 補助金の交付を受けることができる回数は、年度内につき、1人当たり1回とし、同一人への補助は、通算2回を限度とする。

(補助金の交付申込み)

第7条 補助金の交付を受けようとする者が所属する団体等の代表者は、那珂市地域まちづくり人材育成支援補助金交付申込書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて事前に市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象研修の開催案内の通知

(2) その他市長が必要とする書類

2 市長は、前項に規定する申込みがあった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を内定し、その旨を那珂市地域まちづくり人材育成支援補助金交付内定通知書(様式第2号)により、交付することが不適当であると認めるときは、那珂市地域まちづくり人材育成支援補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、補助金の交付を受けようとする者が所属する団体等の代表者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 前条第2項に規定する通知により内定を受けた者(以下「申請者」という。)は、補助対象研修が終了後、那珂市地域まちづくり人材育成支援補助金交付申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に対し、その定める期日までに提出しなければならない。

(1) 補助対象研修に参加したことを証明する書類

(2) 研修報告書(様式第5号)

(3) 補助対象経費の内容を確認できる領収書等

(4) その他市長が必要とする書類

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を那珂市地域まちづくり人材育成支援補助金交付決定通知書(様式第6号)により、速やかに申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の通知により、申請者が補助金を請求しようとするときは、那珂市地域まちづくり人材育成支援補助金交付請求書(様式第7号)に、市長が必要とする

る書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 市長は、申請者がこの要綱に違反し、又は不正の手段により補助金を受けたと認める場合は、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(人材の活用)

第12条 市長は、この要綱の規定による補助金の交付を受けた者に対して、地域担い手の人材として市の事業等に協力を求め、活用することができるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。